

各種支援制度の概要

制度名	概要	対象	実施条件等
1 先進技術型研究開発助成金制度			
①先進技術型研究開発助成金(テレコム・インキュベーション)	情報通信分野における先進的な研究開発を行うベンチャー企業等に対し、その研究開発費の一部を助成する。	民間のベンチャー企業等	助成対象経費の2分の1相当額あるいは3千万円のいずれか低い額を助成。
②国際共同研究助成金	国際共同研究による先進的な情報通信技術の研究開発に対し、その研究開発費を助成する。	国際共同研究を実施する大学、民間企業等	助成対象経費の2分の1相当額あるいは1千万円のいずれか低い額を助成。
③高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金	高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの研究開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う民間企業等に対し、その研究開発費の一部を助成する。	民間企業等	助成対象経費の2分の1相当額あるいは3千万円のいずれか低い額を助成。
2 身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金(情報バリアフリー事業助成)	身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある人がこれを円滑に利用できるよう、通信・放送役務の提供又は開発を行う民間企業等に対して、必要な資金の一部を助成する制度	民間企業等 * 対象者自身が自らサービスを提供することが必要です。	助成対象経費の2分の1を限度額
3 債務保証制度 注) 他の事業に対する債務保証制度もあります	通信・放送分野の開拓などを進める事業(通信・放送新規事業)に対し、情報通信研究機構の債務保証により、当該事業に必要な資金の融通を支援する制度	民間企業等 * 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき、総務大臣から通信・放送新規事業の認定を受けていること。	債務保証は、原則として1事業当たり1回、保証限度額は12億円
4 利子補給制度	大都市以外の地域において電気通信の高度化に資する事業に対し、当該事業に必要な資金に係る金利負担の軽減を通じて支援する制度	地域通信・放送開発事業を行う電気通信・放送事業者	貸付残高の0.5%以内(貸付利子の一部を支援するもの。)